

## 成長のための企業法務

アンビシャス総合法律事務所 弁護士 奥山倫行

第66回

### 景表法

(確約手続)

Q 景表法改正があり「確約手続」が導入されると聞きました。どのような制度でしょうか。概要を教えてください。

A 令和5年5月10日に成立した不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律(令和5年法律第29号。以下「景表法」と表記し、令和6年10月1日から施行される景表法を「改正景表法」と表記)が令和6年10月1日から施行されます。

今回の改正内容は、事業者の自主的な取り組みの促進と違反行為に対する抑止力の強化等を目的として、①確約手続の導

かけて慎重な調査や手続を行う必要がなくなり、一般消費者に被害が生じ得る事態を早期に解消できます。

命令の適用を受けないこととする制度です(改正景表法第26条、同法第33条)。

入、②課徴金制度における返金措置の弾力化、③課徴金制度の見直し、④罰則規定の拡充、⑤国際化の進展への対応、⑥適格消費者団体による開示要請規定の導入ですが、改正景表法で特に注目すべき点の一つが、①確約手続の導入です。以下、概要を説明しますので、ご確認ください。

#### 確約手続とは?

確約手続は、優良誤認表示等の疑いのある表示等をした事業者が是正措置計画等の認定を申請し、内閣総理大臣(実際の運用は消費者庁で行います)から認定を受けたときは、当該行為について措置命令や課徴金納付

の他の方法で違反等の指摘や状況に関する連絡があると思われず、①確約手続通知には、(景表法に違反する)疑いの理由になった行為(以下「違反被疑行為」と表記)の概要、②違反する疑いのある法令の条項、③違反被疑行為及びその影響を是正するため必要な措置計画又は違反被疑行為による影響を是正するために必要な措置の実施に関する影響は正措置計画(以下、是正措置計画)と影響は正措置計画を合わせて「確約計画」と表記の認定の申請をすることができると記載されます。

確約手続を利用すること、事業者は、①景表法違反が疑われた場合に措置命令(改正景表法第7条第1項)や課徴金納付命令(同法第8条第1項、以下、措置命令と課徴金納付命令を合わせて「措置命令等」と表記)を受けることを回避し、②事業者名等が景表法違反事案として公表される事態を避けられます。また、消費者庁から措置命令等を行うために時間を

かけて慎重な調査や手続を行う必要がなくなり、一般消費者に被害が生じ得る事態を早期に解消できます。これまでではたとえは、意図せず不当表示を行ってしまった場合に後から気づいて積極的に改善しようとしても、結果的に消費者庁から措置命令等の処分がされてしまうので指摘がありまし

#### 確約手続の流れ

確約手続の流れは以下のとおりです。  
(1)確約手続通知  
消費者庁から事業者に対して確約手続通知が届くことで、確約手続が始まります(実際の運用は消費者庁から突然通知が届くのではなく電話やその他の方法で違反等の指摘や状況に関する連絡があると思われず、①確約手続通知には、(景表法に違反する)疑いの理由になった行為(以下「違反被疑行為」と表記)の概要、②違反する疑いのある法令の条項、③違反被疑行為及びその影響を是正するため必要な措置計画又は違反被疑行為による影響を是正するために必要な措置の実施に関する影響は正措置計画(以下、是正措置計画)と影響は正措置計画を合わせて「確約計画」と表記の認定の申請をすることができると記載されます。

た事業者は、その内容を踏まえて確約手続を利用するか否かを検討することになります。事業者は、消費者庁が指摘した違反被疑行為の有無や、法令の条項への該当性を確認又は検討し、確約手続を利用すべきか、それとも違反していないことを前提にして争うべきかの判断が求められます。事業者が確約手続を利用する場合には、確約認定申請の手続に進みます。他方で、事業者が確約手続を利用しない場合には、確約認定申請の手続は、確約認定申請の手続からは、引き続き消費者庁からの調査を受けることとなります。

確約手続を利用する事業者は、確約計画の内容の検討と立案を行います。何をどこまで行うかは悩ましいところですが、実際には消費者庁の担当者に相談しながら作成していくこととなります。

事業者が確約認定申請を行う場合には、確約手続通知を受けた日から60日以内に、確約計画を作成し、確約認定申請をする必要があります(改正景表法第27条第1項又は同法第31条第1項)。

#### 確約計画の認定

確約認定申請が行われた場合、消費者庁は、当該確約計画が認定要件(改正景表法第27条第3項各号)又は同法第31条第3項各号)に適合するか否かを確認し、当該確約計画が認定要件に適合すると判断したときは、当該確約計画を認定します。他方で、当該確約計画が認定要件に適合しないと判断したときには、確約認定申請を却下します。確約認定申請が却下された場合には、確約手続通知が行われる前の調査が再開されます。

(1面から続く)

確約手続の導入によって、違反被疑行為に対する事業者側の対応の選択肢が増えます。事業者の選択で、措置命令等の行政処分を回避することができるようになります。その意味では確約手続を有効活用することは有益です。しかしながら、確約計画の認定を受けた場合には、「事業者が景表法の規定に違反する行為を行った」との認定及び判断を行うものではない」との付記がされること

も懸念されることとなります。そのため、確約手続を利用する場合は、消費者庁に相談したり、専門家の意見を聴いたりしながら慎重に判断すべき事柄なので、対応に際しては注意してください。

△取引条件の変更 (2面に続く)

札幌市中央区大通西11の4の22 第2大通 藤井ビル8F、電話 011-210-7000  
https://ambitious.gr.jp